

基本施策名

21 水辺環境の整備・活用

水辺環境の整備・活用	水辺環境の創造・保全	自然と共生した河川の整備	2111
		身近な生物多様性の保全 【「総合的な環境政策の推進」の再掲】	2112
		環境学習等の推進 【「総合的な環境政策の推進」の再掲】	2113
		水質の浄化	2114
	五条川河畔の環境整備	五条川桜並木の保全	2121
		五条川沿いの散策環境の充実	2122

現状と課題

- ・五条川をはじめとする河川や水路、自然生態園や学校のビオトープなどの水辺は、水生生物など様々な生き物にとって重要な生息空間であるとともに、市民生活にうるおいとやすらぎを与える空間となります。
- ・本市の中心を流れる五条川は、その水面と川岸を彩る桜並木や親水環境が一体となった風景として、市民にとって、ふるさとを意識するシンボルとなっています。
- ・五条川ではこれまで、市民団体の岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブが主体となって開催している水に親しむためのイベントをはじめとして、清掃活動や生態系^{*1}の保全、環境学習など、子どもたちも一緒になった市民活動が展開されており、水辺の周辺環境については、親水性の向上を図るとともに、自然の保全再生のための整備を進めてきました。
- ・一方で、都市化の進展により、自然環境の一部ともなる農地や樹林が減少しているため、自然環境や生物多様性^{*2}の大切さについて市民一人ひとりが意識を高め、自然を守り育てていく必要があります。市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体とともに、生物の生息空間の保全・創出の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と自然が共生するまちづくりが必要です。
- ・公共下水道の整備により、五条川や水路における水質浄化が進んでいるものの、生態系の保全や水辺環境の親水性を高めていくためには、今後も市民や市民団体などともに行う水質調査・水生生物調査を継続していく必要があります。
- ・本市では、自治基本条例において、五条川流域の環境及び桜並木の保全について規定しています。五条川の桜は、「日本のさくら名所100選」に選ばれており、全国的にも誇ることでできる本市の貴重な観光資源です。しかし、寿命といわれている樹齢60年を超えている桜も多く、桜並木を保全していくことが課題となっています。
- ・2007年度（平成19年度）に発足した市民団体の岩倉五条川桜並木保存会とともに、桜並木の剪定や施肥、後継木の育成など協働による取組を進めています。

- ・五条川沿いには、市民の健康増進を目的に、健康器具やウォーキングサイン等を兼ね備えた「五条川健幸ロード」を整備し、また、四季を通して快適に利用できるように、尾北自然歩道沿いの休憩所や案内サイン等の施設の管理を行っています。
- ・人と自然が共生できるまちづくりの推進のため、より一層市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体と協働しながら進めることを目的として、2014年（平成26年）3月に五条川自然再生整備等基本計画の第3次計画を策定しています。この計画に基づき、五条川を中心とした水辺環境を整えていく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 市民との協働により、多様な生き物が生息しやすい水辺環境が守られています。
- 環境学習等を通じて多くの市民が自然のすばらしさを理解し、自然を身近に感じています。
- 市民の誇りである五条川の美しい桜並木が保全されています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
五条川などの水辺に親しみを感じる市民の割合	73.5% (R2)	75.0%	80.0%
日常的に五条川沿いでウォーキングやジョギング等を行っている市民の割合	31.7% (R2)	35.0%	38.0%

施策の内容

(1) 水辺環境の創造・保全

個別施策：①自然と共生した河川の整備

内容 五条川等の自然環境を保全し、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進するために、五条川自然再生整備等基本計画に基づく、自然環境と調和した護岸整備などの多自然川づくり^{*3}を県に要望し、自然と共生した川づくりを市民とともに推進します。

個別施策：②身近な生物多様性の保全【「総合的な環境政策の推進」の再掲】

内容 生物多様性の保全を推進するために、市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体とともに、水辺を中心とした生き物の生息空間の創造・保全の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と自然が共生する生態系ネットワークを形成します。

子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生き物の生息調査や生態系保全などの取組を推進します。ま

	た、外来生物の問題に対する認識を深めるため、地域の多様な主体との協働による市内全域の生き物の生息調査や外来種駆除などを実施します。
個別施策：③環境学習等の推進【「総合的な環境政策の推進」の再掲】	
内容	市民一人ひとりが生態系保全の担い手となることができるように、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園、五条川等を拠点とした水辺まつりなどの環境学習や環境イベントなどのプログラムや情報提供を充実します。
個別施策：④水質の浄化	
内容	生態系の保全や水辺環境の親水性を高めるため、市民や市民団体などと協働し、アダプトプログラムの実施やクリーンアップ五条川などの清掃活動を実施するとともに、小学校における水生生物調査や市民とともに行う水質調査を実施します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆五条川親水事業 ◆五条川水生生物調査 ◆自然生態園生き物生息調査

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生物多様性に関する環境学習や環境イベントの開催数【再掲】	9回	11回	13回
指標生物に基づく水質階級	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ

(2) 五条川河畔の環境整備

個別施策：①五条川桜並木の保全

内容	岩倉五条川桜並木保存会をはじめとした市民団体との協働により、桜並木の剪定や施肥、過密状態にある場所の間引き伐採など、桜の長寿化に向けた五条川桜並木の保全活動を計画的に進めます。また、将来にわたる桜並木の保全に向けて、後継木の育成や桜の植え替えを行います。
-----------	---

個別施策：②五条川沿いの散策環境の充実

内容	四季を通じて快適に尾北自然歩道、五条川健幸ロードを利用できるように休憩所、健康器具、案内サイン等の施設を適切に管理するとともに、各施設等の充実を図ります。また、五条川健幸ロードの延伸について検討します。
-----------	---

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆五条川桜並木保全事業 ◆尾北自然歩道施設管理事業
-------------	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
五条川の桜の保全本数	1,369本	1,280本	1,200本

関連する計画・条例

- 岩倉市環境基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）
- 第 3 次五条川自然再生整備等基本計画（平成 26 年度～令和 10 年度）
- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 岩倉市緑の基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市環境基本条例

用語の解説

※ 1 : 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物と無機的環境の間の相互作用を総合的に捉えた、生物社会のまとまり。まとまりの捉え方によって、例えば、ため池や地球全体を一つの生態系と考えることもできる。

※ 2 : 生物多様性

すべての生物の間の違い（変異性）。生物多様性には、種内（遺伝子）の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性がある。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全すること。

※ 3 : 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生き物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理（調査・計画・設計・施工・維持管理等）を行うこと。

基本施策名

22 緑と公園

緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212
		市民参加による公園の維持管理	2213
	緑の保全・育成	公共施設の緑化推進	2221
		民有地の緑の保全	2222

現状と課題

- ・都市公園における公園・緑は、人が集いふれあう憩いの場を提供すると同時に、災害時における避難場所としての機能を有するなど重要な役割を担っています。
- ・市域が狭く、国営・県営の公園もないことに加えて人口密度も高い本市は、市民1人当たりの面積が1.09㎡と県平均7.79㎡を下回っていますが、地域住民と協働による公園整備を進め、2020年度（令和2年度）末で19か所、計5.22haの都市公園を有しています。現在、市内で最も広い約2.7haの石仏公園の整備を進めていますが、今後も計画的な公園の整備を検討する必要があります。
- ・公園施設の長寿命化計画については、公園内の既設の遊具・施設等を更新するだけでなく、地域のニーズや特性に配慮した公園として、公民連携によりリニューアルしていくことも選択肢として検討していく必要があります。
- ・本市における緑の量は、公園や公共施設緑地^{*1}は増加したものの、宅地化等が進み、農地が減少していることから、2011年（平成23年）と比べ、市街化区域内で3.67ha、市街化調整区域で54.77ha、市全体で約58ha減少しています。
- ・森林などまとまった緑地がない本市では、五条川沿いの桜並木や自然生態園、市街地周辺の農地のほか、社寺林や街路樹などが、貴重な緑の空間として市民の憩いの場となっています。
- ・市民の身近な緑を保護・保全し、自然と生活との調和を図るため、民有地の緑を保護樹・保護樹林として指定していますが、樹木の腐朽や倒木などにより指定の解除が見られます。今後も緑を保全していくためには、所有者による適切な維持管理の促進や新たな指定の検討が必要となっています。
- ・公園が、地域に親しまれ、大切に利用されるよう、その管理を地元行政区へ委託することやアダプトプログラム^{*2}等による清掃を呼びかけてはいますが、高齢化等により地元行政区の引き受け手やアダプトプログラムへの登録者数が減少傾向にあり、地域に守り育てられる公園としていくためには、地域住民の愛着を高める新たな取組が必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 暮らしの身近な場所に、市民のだれもが気軽に憩える公園や緑があります。
- 地域住民が自ら担い手となって、地域の公園が守り育てられています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
身近な公園・緑の多さに満足している市民の割合	78.5% (H30)	80.0%	82.0%

施策の内容

(1) 公園の整備・管理

個別施策：①公園の整備

内容 公園の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、緑の基本計画に基づき、公園の確保と適正配置に努めます。

個別施策：②既存公園の魅力化・長寿命化

内容 地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、施設等の更新の際には、公民連携により地域住民等のニーズを反映させるなど特色のある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図ります。

個別施策：③市民参加による公園の維持管理

内容 身近な公園に対する地域住民の愛着を育むために、地元行政区に植栽や公園施設の維持管理業務を委託するとともに、市民やボランティア団体などの参加と協力により清掃等が行われる公園を拡充するなど、地域単位での主体的な公園の維持管理を推進します。

主要事業 ◆石仏公園整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公園等の整備・管理に満足している市民の割合	75.7% (H30)	78.0%	80.0%
アダプトプログラムなどの清掃等が実施されている公園数	6園	8園	10園

(2) 緑の保全・育成

個別施策：①公共施設の緑化推進

内容	新たな緑を育成していくため、公共施設敷地内のオープンスペースにおける植栽や花のあるまちづくり事業により、公共施設の緑化を推進します。
----	--

個別施策：②民有地の緑の保全

内容	地域で親しまれて大切にされている大木や古木などの身近な緑を守るため、保護樹・保護樹林 ^{※3} の指定制度を活用して社寺境内等の樹木や樹林、あるいは屋敷林など民有地の緑を保全します。また、うるおいとゆとりのある生活と地球温暖化防止などのため、民有地における緑化を支援します。
----	--

主要事業

- ◆公共緑化事業
- ◆保護樹林等指定事業
- ◆花のあるまちづくり事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
保護樹の数	84本	85本	86本
保護樹林の数	9か所	9か所	9か所

関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市緑の基本計画（令和3年度～令和12年度）
- 第3次岩倉市地球温暖化対策実行計画（平成30年度～令和4年度）
- 岩倉市環境基本計画（平成25年度～令和4年度）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市都市公園条例
- 岩倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 岩倉市環境の緑地に関する条例

用語の解説

※1：公共施設緑地

緑の基本計画における緑の定義として、都市公園以外の施設緑地うち民間施設緑地を除くもので、都市公園以外の公園緑地に準ずる機能を持つ施設や学校その他の公共公益施設における植栽地のこと。

※2：アダプトプログラム

自分たちの地域に愛着がある、自分たちの住むまちをきれいにしよう、そんな気持ちを持つ市民による公園・道路等の里親制度。個人・団体・企業がアダプトプ

プログラムに登録し、清掃活動や草取りなどの活動を定期的に行っている。
また、本市では毎年5月30日を「アダプトプログラムの日」と定め、一斉清掃を行っている。

※3：保護樹・保護樹林

環境の緑化に関する条例の規定に基づいて、自然を保護し、また自然環境を保全するために市が指定した樹木・樹林のこと。

基本施策名

23 総合的な環境政策の推進

総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の計画的な推進	2311
		環境施策の推進体制の強化	2312
	低炭素型社会の推進	地球温暖化対策の推進	2321
		環境にやさしいライフスタイルの促進	2322
	自然共生と生物多様性の保全	身近な生物多様性の保全	2331
		環境学習等の推進	2332
	生活環境の保全・向上	総合的な公害対策の推進	2341
		市民参加による環境美化の推進	2342
		公共下水道の整備と維持管理の推進 【「上下水道」の再掲】	2343

現状と課題

- ・地球温暖化をはじめ、大気汚染や水質汚濁、エネルギー資源対策など、今日の地球規模の環境問題は、異常気象や生態系の影響など生活に身近なところでも顕在化してきており、これらは主に日常の市民生活や事業活動によるものが原因となっています。
- ・環境問題への対応は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら持続可能な社会の構築のため、自然と共生し、地球環境にやさしい取組をしていくことが求められています。
- ・本市では、2012年（平成24年）に環境基本条例を制定し、環境行政を進めていくための基本的な方向を明らかにしました。2013年（平成25年）には環境都市宣言を行い、さらに同年、環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する具体的な施策や事業を総合的・計画的に推進しています。環境基本計画の計画期間は令和4年度までであるので、次期計画の策定に向けた調査・研究が必要です。
- ・また、2019年度（令和元年度）に第3次地球温暖化対策実行計画・事務事業編を策定し、市として公共施設などにおける温室効果ガスの削減に取り組んでいますが、本市区域内における市民生活や事業活動などから排出される温室効果ガス削減のためには、地球温暖化対策実行計画・区域施策編を策定し、推進していく必要があります。
- ・うるおいのある生活環境を育むとともに、身近な場所で自然に親しみ、自然の持つ機能や役割、自然の仕組みに対する理解を深める場として、市内に残された自然環境を保全していくことが求められています。生物多様性の保全が大きな課題となっており、生きものや生態系の変化などを把握するために、市民団体との協働により五条川や自然生態園などで生き物の生息調査を実施しています。
- ・自然環境の保全や自然にやさしい環境づくりを推進するためには、多様な主体が参加・連携し、その必要性を学ぶ場の創出が必要となっています。

- ・生活型・産業型公害に関連する大気・水環境の保全や化学物質による環境影響の低減対策等を推進し、環境政策の基本である市民生活の安全・安心の確保に向けた取組を着実に実施していく必要があります。また、雑草が生い茂ったまま放置された空き地等は、害虫の発生や火災、不法投棄などを招くおそれがあり、土地の所有者等に対して、適正な管理を指導する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 市民・事業者・行政それぞれが、地球環境に配慮した活動に取り組んでいます。
- 多様な生き物の生息環境が守られ、多くの市民が身近な自然に親しんでいます。
- 公害のない環境が保全され、快適で安全なまちになっています。
- 市民一人ひとりが環境美化活動に取り組み、清潔で美しいまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
地球環境のための取組をしている人の割合	95.5% (H30)	96.5%	97.5%
公害（騒音・振動・水質汚濁等）の防止対策に満足している市民の割合	77.9% (H30)	78.0%	80.0%

施策の内容

(1) 総合的な環境政策の推進

個別施策：①総合的な環境政策の計画的な推進

内容	地域における地球環境保全の施策を具体化する行動計画として、第2次環境基本計画を策定し、計画を推進することで、環境学習や環境イベントを通じて市民に環境負荷をかけない生活の重要性について伝え、持続可能な社会を構築する一員として意識高揚を図ります。
----	---

個別施策：②環境施策の推進体制の強化

内容	地域における環境保全活動・地球温暖化防止活動の普及・啓発を進めながら、環境施策の着実な推進を図るために、環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、関係部署による計画推進組織の充実や関係機関との連携を強化します。
----	--

主要事業

◆環境基本計画策定事業（地球温暖化対策実行計画・区域施策編を含む）

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
環境基本計画における事業の評価平均点（5点満点）	3.9点	4.2点	4.5点

（２）低炭素型社会の推進

個別施策：①地球温暖化対策の推進

内容	第4次地球温暖化対策実行計画・事務事業編を策定し、市の率先行動を一層推進します。また、地球温暖化対策実行計画・区域施策編を策定し、地球温暖化対策の重要性を市民や事業者にわかりやすく伝え、地域における自主的な行動を促します。
-----------	---

個別施策：②環境にやさしいライフスタイルの促進

内容	家庭や地域において環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を図るために、地球温暖化対策に有効な家庭などでの取組を紹介するとともに、住宅用地球温暖化対策設備設置費の補助などを行います。緑のカーテン事業を市民の自宅や事業所、公共施設で実施し、エアコンの使用における温室効果ガス削減に努めるとともに、地域の市民や事業所に向けて地球温暖化対策の重要性について周知します。
-----------	---

主要事業

◆地球温暖化対策推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共施設・事業所における緑のカーテン設置か所数	30か所	40か所	45か所
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助件数	53件	60件	65件

（３）自然共生と生物多様性の保全

個別施策：①身近な生物多様性の保全

内容	<p>生物多様性の保全を推進するために、市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体とともに、水辺を中心とした生き物の生息空間の創造・保全の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と自然が共生する生態系ネットワークを形成します。</p> <p>子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生き物の生息調査や生態系保全などの取組を推進します。また、外来生物の問題に対する認識を深めるため、地域の多様な主体との協働による市内全域の生き物の生息調査や外来種駆除などを実施します。</p>
-----------	--

個別施策：②環境学習等の推進

内容	市民一人ひとりが生態系保全の担い手となることができるように、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園、五条川等を拠点とし
-----------	---

	た水辺まつりなどの環境学習や環境イベントなどのプログラムや情報提供を充実します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆五条川親水事業 ◆自然生態園生き物生息調査

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生物多様性に関する環境学習や環境イベントの開催数	9回	11回	13回

(4) 生活環境の保全・向上

個別施策：①総合的な公害対策の推進

内容	大気汚染や水質汚濁、自動車騒音・振動等の測定調査により環境汚染や公害の実態監視を強化します。また、県と連携を図りながら法令等に基づき迅速に指導を行うなど発生源への防止対策を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。
-----------	---

個別施策：②市民参加による環境美化の推進

内容	多くの市民が環境美化に取り組み、市民自らが清潔で美しいまちづくりの担い手となるよう、地域や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかけるとともに、路上喫煙をはじめとするたばこや空き缶等のポイ捨てやふん公害対策など美化活動への意識啓発を行います。
-----------	--

個別施策：③公共下水道の整備と維持管理の推進【「上下水道」の再掲】

内容	下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、公共下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。
-----------	--

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆公害対策推進事業 ◆アダプトプログラム事業
-------------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
五条川待合橋地点のBOD ^{※1} 値	1.4mg/l	1.2mg/l	1.2mg/l
環境美化活動に取り組んでいる人数	7,555人	8,500人	9,000人

関連する計画・条例

- 岩倉市環境基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）
- 第 3 次岩倉市地球温暖化対策実行計画（平成 30 年度～令和 4 年度）
- 第 2 次岩倉市生活排水処理基本計画（平成 28 年度～令和 7 年度）
- 岩倉市環境基本条例
- 岩倉市環境の緑化に関する条例
- 岩倉市清潔で美しいまちづくり条例
- （仮称）路上喫煙等規制条例

用語の解説

※ 1 : BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。

有機物による水の汚濁を示す指標で、水中の汚濁物質が 20℃で 5 日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のこと。単位は mg/L（水 1 L 当たり消費される酸素の mg 数）で表す。

BOD の数値が大きいほど、その水の中に微生物により分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の水の中に溶けている酸素を多量に消費し、水生生物に被害を及ぼす。

基本施策名

24 廃棄物・リサイクル

廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化	3 Rの推進と情報発信	2411
		事業所におけるごみの減量化・資源化	2412
		リサイクル拠点の充実	2413
		生ごみ等の減量化・資源化	2414
		市民団体との連携・支援	2415
	廃棄物の適正処理	廃棄物不法投棄対策	2421
		集積場所の適正な管理	2422
		ごみ処理施設の管理運営	2423
		し尿処理施設の管理運営	2424

現状と課題

- ・人間の活動のあらゆる場面で排出される廃棄物は、環境に負荷を与える一因となっています。循環型社会^{*1}に向けてリデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3 R（スリーアール）への市民の関心をより一層高め、ごみ減量化・資源化を社会に定着させていくことが必要です。また、ごみを排出する一人ひとりが、家庭、職場、地域における生活の様々な局面で、ライフスタイルの見直しや3 Rを意識し、実行することが求められており、そのための取組を市民と事業者、行政の協働により推進していかなければなりません。
- ・本市では、他自治体に先駆けて昭和50年代から分別収集を実施するなど、ごみの減量化・資源化に取り組んできたことにより、ごみの排出量は2001年度（平成13年度）を境に徐々に減量してきましたが、ここ数年は減量幅が小さくなっています。
- ・より一層のごみの減量化・資源化に向けて、今後も取り組んでいく必要があります。また、レジ袋有料化について、本市では2008年度（平成20年度）10月より、市内のスーパー等の協力のもと取り組んできましたが、2019年5月に国は海洋プラスチックごみ対策等の課題に対応するため「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2020年（令和2年）7月から全国一律のレジ袋の有料化が始まりました。
- ・市民の資源排出機会を増やすため、地区における分別収集以外に、日曜資源回収やe-ライフプラザの開設により利便性の向上を図ってきていますが、今後も安定して実施していけるよう、利用状況を見ながら適切な対応を取っていくことが必要です。
- ・廃棄物の不法投棄については、未然防止や早期の発見、警告シールによる市民への一定期間の周知啓発及び着実な回収など適切な対応が求められています。不法投棄の抑制のため、重点地域の定期的なパトロールや移動式不法投棄防犯カメラの設置等を実施しています。
- ・道路や堤防等への不法投棄とは異なる、通常のごみ集積場所へのルール違反への対応

として、正しいルールを広く市民に定着させるための取組が必要です。

- ・一般廃棄物の処理については、ごみ処理は小牧岩倉衛生組合で、また、し尿処理については3市2町（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）による愛北広域事務組合で共同処理を行っていますが、両組合の施設の適切な運営管理と計画的な更新・整備が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 市民や事業者、行政が協働して3Rの取組を推進し、循環型社会が構築されています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民1人当たりのごみ排出量	448 g / 日	436 g / 日	425 g / 日
ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合	71.5% (R2)	75.0%	78.0%

施策の内容

(1) ごみの減量化・資源化

個別施策：①3Rの推進と情報発信

内容	広報紙やホームページ、ごみ分別アプリなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を充実するとともに、市民へのごみ分別ルールの周知・徹底や新たな分別品目の検討を行い、加えて資源の集団回収など市民の自主的なごみの資源化を支援することなどによって3Rを推進し、ごみの減量化・資源化を一層推進します。
----	---

個別施策：②事業所におけるごみの減量化・資源化

内容	事業系ごみの減量化・資源化のために、廃棄物減量計画書の作成、国の進める施策に合わせたレジ袋有料化の推進、資源となるものの自主回収などについて事業所に働きかけます。
----	---

個別施策：③リサイクル拠点の充実

内容	行政区における分別収集に加え、日曜資源回収やe-ライフプラザを実施して市民の資源排出機会を増やしていますが、安定した実施と利便性向上のために利用者の偏りを減らし、場所や開設時間等について調査研究します。また、市民が集まるイベントなどにおいてリサイクル品の提供の呼びかけや展示・販売を実施します。
----	---

個別施策：④生ごみ等の減量化・資源化

内容	家庭から出される生ごみを減らし、資源として活用する生ごみ処理機の普及を促進するとともに、生ごみや剪定枝、落ち葉の資源化・堆肥化の調査・研究を進めます。また、手付かずの食品や食べ残しといった食品ロス
----	--

	の削減に向けた施策として、市民への周知啓発やフードドライブの実施、市内飲食店への働きかけ等を進めます。
個別施策：⑤市民団体との連携・支援	
	地域ぐるみでごみの減量化・資源化を進めるために、3R活動などの環境関連の活動に取り組む市民団体との連携を図るとともに、こうした市民活動が充実するように、組織づくりや自主的な活動を支援します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆分別収集（日曜資源回収、e-ライフプラザ含む） ◆食品ロス削減 ◆環境フェア

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ごみの資源化率 (公共収集分のみ)	22.3%	23.7%	23.8%
レジ袋辞退率	87.8%	90.0%	91.0%

（２）廃棄物の適正処理

個別施策：①廃棄物不法投棄対策

内容	警察や県等の関係機関や地域との連携を図りながら、警告看板や警告シール、移動式不法投棄防犯カメラの活用、パトロール等により不法投棄の未然防止を図ります。
-----------	---

個別施策：②集積場所の適正な管理

内容	行政区と連携しながら、集積場所のごみ出しルール遵守を市民に周知・徹底し、混合排出、日時を無視した排出などの減少を図るとともに、防鳥ネットの設置とあわせることによってカラス被害の防止も図ります。また、集積場所の改善・見直しについて必要に応じて検討します。
-----------	--

個別施策：③ごみ処理施設の管理運営

内容	小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営及び計画的な施設・設備の更新・整備を行います。
-----------	---

個別施策：④し尿処理施設の管理運営

内容	愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理及び施設・設備の計画的な更新・整備を行います。
-----------	---

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆小牧岩倉衛生組合負担金 ◆愛北広域事務組合負担金
-------------	--

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
不法投棄件数	4件	4件以下	4件以下

関連する計画・条例

- 岩倉市環境基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）
- 第 5 次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画（令和元年度～令和 10 年度）
- 岩倉市分別収集計画（令和 2 年度～令和 6 年度）
- 第 2 次岩倉市生活排水処理基本計画（平成 28 年度～令和 7 年度）
- 岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

用語の解説

※ 1 : 循環型社会

（1）廃棄物等の発生抑制（2）循環資源の循環的な利用（3）適正な処分の確保によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会。

※ 2 : 循環型社会形成推進基本法

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律。

基本施策名

25 防災・浸水対策

防災・浸水対策	防災体制の充実	防災危機管理体制の充実	2511
		防災設備等の整備・充実	2512
		民間事業所等との連携・協力体制の充実	2513
	地域の防災力の強化	防災意識の高揚	2521
		自主防災組織の充実	2522
		ボランティアとの連携強化	2523
	浸水対策の充実	雨水対策の充実【「上下水道」の再掲】	2531
		農業用施設の維持管理・改良等の推進【「農業」の再掲】	2532

現状と課題

- ・近年、南海トラフ地震^{*1}の発生が懸念されるとともに、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も増加しています。市民意向調査においても、防災・浸水対策は最も重要度の高い施策に挙げられていることから、市民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の構築が求められます。
- ・本市は、2003年（平成15年）12月に東南海・南海地震防災対策推進地域^{*2}（2014年（平成26年）3月からは南海トラフ地震防災対策推進地域）^{*3}に指定されたことを受けて避難所資機材等の整備を進めています。
- ・本市では、自治基本条例において、危機管理及び災害等緊急時の対応について規定し、災害対応力を高めるため、市民や関係行政機関、民間事業者等との連携体制の構築を進めながら、危機管理体制の強化を進めています。
- ・大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画が2014年（平成26年）3月に閣議決定され、その後、愛知県においても愛知県地域強靱化計画が2016年（平成28年）3月に策定されています。本市においても、地域強靱化計画を策定し、強くしなやかな地域づくりを推進していきます。
- ・小学校区における自主防災組織による小学校区の合同防災訓練を促し、平成28年度には全ての小学校区において訓練が実施されています。訓練内容についても、自主防災組織が主体となり地域に合わせた訓練とし、自主防災組織の相互連携強化と自助・共助の意識向上を図っています。また、地域防災計画に基づき、総合的な防災訓練などを通して防災組織の連携強化を進めています。市が実施する防災訓練については訓練項目の見直しを行い、より実践的な参加型・体験型の訓練を中心に実施しています。
- ・大規模地震発生時に行政の機能停滞による市民生活への影響を最小限に抑えるための業務継続計画（BCP）^{*4}の実行性を高めるために、より実践的な訓練を実施し、防

災に対する職員の意識醸成や組織体制の強化を進めています。

- ・地域における自助・共助^{*5}の向上による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団や自主防災組織、防災ボランティアなどの充実強化が重要です。また、災害時における自主防災組織等への情報発信・伝達システムとして2014年（平成26年）4月から同報系防災行政無線、2020年（令和2年）4月から移動系防災行政無線の運用を開始し、災害時等における市民への情報伝達や職員間の通信体制の強化を進めています。
- ・東日本大震災の教訓から避難行動要支援者^{*6}の名簿を作成することが義務付けられました。1人でも多くの人に平常時からの情報提供について同意をもらうことで、自主防災組織等と連携し、円滑な避難、人命の救助につなげる仕組みを構築する必要があります。
- ・近年は、台風や異常気象による集中豪雨等により、浸水被害の危険性が増大するなか、浸水被害を解消するために、平成17年策定した下水道（雨水）整備計画により、引き続き雨水調整池の計画的な整備が必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 行政の防災・危機管理能力が高まり、災害に対する不安が少ないまちになっています。
- 自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。
- 浸水被害が軽減され、安全に暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
地震や浸水などの防災対策に満足している市民の割合	74.7% (H30)	77.0%	80.0%

施策の内容

(1) 防災体制の充実

個別施策：①防災危機管理体制の充実

内容	防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等を含めた防災訓練の充実を図ります。また、自主防災組織が実施する地域合同防災訓練への職員の参加や、業務継続計画（BCP）を実効性のあるものにしていくことで、危機管理体制の充実に努めます。
----	--

個別施策：②防災設備等の整備・充実

内容	ほっと情報メール及び防災行政無線等を活用し、災害情報や被害報告の迅速かつ的確な情報伝達を図ります。また、災害発生に備え、災害用資機
----	---

	材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。
個別施策：③民間事業所等との連携・協力体制の充実	
内容	市内外の事業所と協定を締結し、災害時に必要な物資、支援等の確保に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆岩倉市防災訓練 ◆ほっと情報メール（防災情報）配信 ◆避難所資機材整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ほっと情報メール登録者数（防災情報）	3,910人	4,500人	5,000人
想定避難者数に対する資材の整備率（食料）	98.9%	100.0%	100.0%

（２）地域の防災力の強化

個別施策：①防災意識の高揚

内容	大規模災害に備え、「自らの身は自らで守る」という市民の防災意識を高めるため、広報紙やホームページで防災に対する意識啓発を図るとともに、各地区で実施する自主防災訓練及び防災講話等を通じ、市民の危機管理意識の向上や避難場所の周知徹底を図ります。
-----------	--

個別施策：②自主防災組織の充実

内容	市内全域で組織されている自主防災組織の強化を図り、隣近所が助け合って地域を守るという「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練や資機材整備への支援の充実を図ります。また、避難行動要支援者の把握や安否確認に地域全体で取り組めるよう努めます。
-----------	--

個別施策：③ボランティアとの連携強化

内容	災害時に必要な機動性や柔軟性を持つボランティアが円滑に活動できるようにするために、社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携・協力しながら、ボランティアコーディネーターの養成や災害時のボランティアの受入体制づくりなどに努めます。
-----------	--

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆自主防災組織防災訓練 ◆防災対策用備品等整備費補助事業
-------------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
自主防災組織の訓練・講話等を実施している行政区の割合	50.0%	70.0%	85.0%
家庭で災害への備えをしている市民の割合	84.6% (H30)	90.0%	95.0%

(3) 浸水対策の充実

個別施策：①雨水対策の充実【「上下水道」の再掲】

内容	集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道（雨水）整備計画に基づき雨水調整池の設置を行い、下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用のPRに努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を促進します。
----	---

個別施策：②農業用施設の維持管理・改良等の推進【「農業」の再掲】

内容	農業用水の安定供給や冠水被害を防除し、良好な営農環境の確保と農地の保全・管理を図るため、用排水路、排水機場など農業用施設の適正管理と老朽施設の改良等に努めます。
----	--

主要事業

- ◆雨水調整池設置事業
- ◆用排水路改修事業
- ◆排水機場整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
下水道（雨水）整備計画に基づく雨水調整池整備進捗率【再掲】	20.3%	44.1%	53.9%

関連する計画・条例

- 岩倉市業務継続計画（平成26年12月策定）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市地域強靱化計画（令和3年度～令和7年度）
- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市下水道（雨水）整備計画（平成18年度～令和17年度）
- 岩倉市自治基本条例

用語の解説

※1：南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震が発生してから70

年以上が経過した現在では次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。

※2：東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域のこと。

※3：南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域のこと。

※4：業務継続計画（BCP）

Business Continuity Plan の略。災害が発生した場合、業務に与える影響を認識し、災害発生時においても確実に事業を継続するために必要な対応策を策定した計画。

※5：共助（自助・共助・公助）

「自助」は、自分の責任で自分自身を守ること、「共助」は、自分だけでは困難なことについて、周囲や地域で協力し助け合うこと、「公助」は、公的機関による救助・災害支援、復旧活動のこと。

※6：避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児など、災害発生時に特に配慮が必要となる人のうち、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人。

基本施策名

26 消防・救急

消防・救急	消防体制の充実	消防力の充実・強化	2611
		消防の広域化	2612
		消防団の活動支援	2613
	火災予防の充実	火災予防の充実	2621
	救急体制の充実	救急の高度化	2631
		救命知識・技術の普及・啓発	2632

現状と課題

- ・近年の自然災害にみられる、気象変動による台風勢力の巨大化や突然の豪雨による風水害の多発、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震などの地震の頻発や新種の疾病など、消防・救急を取り巻く環境は大きく変化してきており、その重要性はますます高まっています。
- ・少子高齢化や経済情勢等の社会の変化においても、持続可能な消防体制の確立が求められる中、2016年度（平成28年度）に開始した消防通信指令事務の共同運用に続く、消防広域化を見据えた組織体制の更なる強化を進めます。
- ・火災のほか大規模災害時の対応について、消防団の役割に大きな期待がある一方で、全国的に消防団員の減少傾向が続いているため、消防団員確保のための方策を検討する必要があります。
- ・火災から尊い命を守るため、立入検査を充実することにより防火対象物の消防法令違反の是正を推進するとともに、不特定多数の方が利用する防火対象物については、利用者自らが防火安全に関する違反の情報を確認することができる公表制度の適切な運用が求められています。
- ・救急の高度化と増加傾向が続く救急需要に対応できるよう、施設・装備の整備、医療機関との連携・強化、救急救命士を含む救急隊員の育成に努めるとともに、重篤な傷病者に対するバイスタンダーCPR^{*1}の実施率・救命率の向上を図ることが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 緊急時に迅速、的確に対応できる消防・救急体制が整備され、安心して暮らせるまちになっています。
- 多くの市民が利用する建物の消防用設備が整った火災に強いまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
消防・救急体制に満足している市民の割合	85.9% (H30)	88.0%	90.0%

施策の内容

(1) 消防体制の充実

個別施策：①消防力の充実・強化

内容	火災や事故などの災害の発生時に迅速・確実に対応するため、消防施設等の整備、装備の充実に努めます。また、消防に関する専門的かつ高度な知識・技術を習得するために職員の教育や訓練を充実し、人材の育成を図ります。
----	--

個別施策：②消防の広域化

内容	増大する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図るとともに、スケールメリットを生かした消防体制の充実・強化をめざして、様々な枠組みにおける組織の広域化を検討します。
----	---

個別施策：③消防団の活動支援

内容	地域に密着した消防防災活動を強化するため、施設等の整備や装備の充実、教育訓練等により消防団の活動を支援するとともに、常備消防との連携強化を図ります。また、機能別消防団員や学生消防団活動認証制度の導入について、効果等の研究を進めます。
----	--

主要事業

- ◆防火水槽簡易耐震化事業
- ◆消防指令センター共同運用事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防火水槽簡易耐震化施工数	4基	16基	20基

(2) 火災予防の充実

個別施策：①火災予防の充実

内容	火災に強い安全安心なまちづくりのため、多くの市民が利用する建物や危険物施設等を管理する事業所への予防査察を強化し、事業所の防火管理体制の充実に努めます。また、将来にわたり地域の防火・防災の担い手となる子どもたちに対する防火・防災指導を行うとともに市民への火災予防の普及啓発を行います。
----	--

主要事業

- ◆予防査察
- ◆火災予防の普及啓発

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
予防査察実施件数	107件	115件	130件

(3) 救急体制の充実

個別施策：①救急の高度化

内容	救急資機材及び装備を充実するとともに、救急隊員・救急救命士を計画的に養成します。救急救命士が高度かつ専門的な認定資格を習得し、救急の高度化を図ります。
----	---

個別施策：②救命知識・技術の普及・啓発

内容	バイスタンダーCPRの実施により救急救命率の向上を図るため、多くの市民が心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器） ^{※2} の取扱いなど、救命知識・技術を習得できるよう応急手当講習や普通救命講習、上級救命講習への参加を促進します。
----	--

主要事業

◆ 応急手当・普通救命・上級救命講習

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
応急手当・普通救命・上級救命講習参加者数	2,176人	2,300人	2,400人
バイスタンダーCPR実施率	51.3%	65.0%	67.0%

関連する計画・条例

■ 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）

■ 岩倉市火災予防条例

用語の解説

※1：バイスタンダーCPR

意識がなく、呼吸が停止した傷病者に対して、救急車が到着するまでの間に、その場に居合わせた市民が行う胸骨圧迫心臓マッサージのこと。

※2：AED（自動体外式除細動器）

突然死を引き起こす致死的不整脈の状態から心臓に電気刺激を与え、心臓のリズムを正常に戻すために用いられる機器。

基本施策名

27 防犯・交通安全

防犯・交通安全	地域防犯体制の強化	地域コミュニティ意識の向上	2711
		地域の自主防犯活動の育成・強化	2712
	防犯対策の環境整備	防犯灯・安全安心カメラの整備	2721
		犯罪情報等の提供の充実	2722
	交通安全意識の高揚	交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	2731
		地域のボランティア団体による自主活動の育成・支援	2732
	交通安全環境の整備	交通安全施設の整備	2741
		違法駐車防止	2742
	消費者被害対策の推進	消費者教育の充実	2751
		消費生活に関する相談体制の充実	2752

現状と課題

- ・本市では、安全・安心なまちづくり推進条例に基づき、犯罪防止のために、市民、事業者及び市のそれぞれが連携した取組を推進しています。
- ・防犯ネットワーク会議において、各種団体間での意見交換や活動情報を共有し犯罪防止に努めています。地域住民においても、地域の安全は自分たちで守るという意識が高まり、地域安全パトロール隊などによる地域防犯活動が活発に行われています。
- ・2017年度（平成29年度）に、安全安心カメラの設置及び運用に関する条例を制定し、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図っています。2019年度（令和元年度）時点では、158台の安全安心カメラを運用し、安全安心なまちづくりを推進しています。
- ・市内の自転車盗、自動車盗、侵入盗等の犯罪発生件数は減少していますが、さらなる地域防犯活動の支援・強化や、犯罪情報の提供などによる防犯意識高揚のための啓発、防犯灯や安全安心カメラの整備などが必要となっています。
- ・交通事故から交通弱者といわれる子どもや高齢者を守るために、高齢者運転免許証自主返納支援事業の普及啓発や警察による交通安全教室の開催などを通じて交通安全に対する意識を高めることが求められています。
- ・交差点等にガードレールやカーブミラーの設置、路面標示の引き直しなど、安全な交通環境の整備を推進する必要があります。また、通学路を含めカラー化した舗装の傷んだ部分の適切な管理が求められています。
- ・複雑、多様化する消費者被害に対応するため、本市では、2017年（平成29年）に消費生活センターを設置し、身近に相談できる環境を整えるとともに、消費生活相談員や消費生活モニター等と連携、協力しながら情報提供や消費者教育の取組を、また啓発活動を行っています。

- ・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、また、民法の改正により、2022年（令和4年）4月に成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年世代も含めた消費者被害の増加が懸念されています。そこで、消費者教育等により、自主的かつ合理的に行動できる自立した消費者になるための支援が必要となっており、市民が安全で安心して生活できるよう消費者被害の未然防止に向けた更なる消費者教育の取組が必要です。

施策がめざす将来の姿

- 市民の防犯意識が高まり、地域の自主的な防犯活動が活発に行われ、犯罪が発生しにくいまちになっています。
- 幼児から高齢者までの交通安全教育が行われ、市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少なくなっています。
- 市民が安全で安心して豊かな消費生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
犯罪発生件数	365件	365件以下	365件以下
交通事故（人身事故）件数	152件	152件以下	152件以下
消費生活センターのことを知っている市民の割合	33.8%（R2）	50.0%	55.0%

施策の内容

（1）地域防犯体制の強化

個別施策：①地域コミュニティ意識の向上

内容 地域住民相互の協力関係や地域防犯活動が犯罪防止につながることから、地域での防犯教室の開催や防犯関連情報の提供などを通して、地域コミュニティの重要性や防犯への意識の向上を図ります。

個別施策：②地域の自主防犯活動の育成・強化

内容 地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガード^{※1}など各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行っていきます。また、子どもが危ない目にあった場合に助けを求めるための緊急避難場所としての「こども110番の家^{※2}」の増設を市民・事業所等の協力を得ながら促進します。

主要事業

- ◆防犯啓発事業
- ◆防犯設備整備費等補助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防犯パトロールなどの取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合	76.4% (H30)	78.5%	80.0%

(2) 防犯対策の環境整備

個別施策：①防犯灯・安全安心カメラの整備

内容	犯罪の発生を抑止して市民を犯罪から守るため、防犯灯や安全安心カメラの整備を進めます。また、防犯灯の維持管理は地域との連携を図りながら迅速な対応に努めます。
-----------	---

個別施策：②犯罪情報等の提供の充実

内容	防犯対策の必要性を啓発し防犯意識の向上を図るため、ほっと情報メールや広報紙、ホームページ等を通じて犯罪発生状況などの情報を提供していきます。また、機会を捉えて個人や家庭で活用できる防犯物品の周知啓発に努めます。
-----------	---

主要事業

- ◆防犯灯設置事業
- ◆安全安心カメラ設置管理事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防犯灯設置数	3,280 基	3,370 基	3,445 基

(3) 交通安全意識の高揚

個別施策：①交通安全教育・交通安全啓発事業の充実

内容	幼稚園・認定こども園・保育園での交通安全教室の開催により、幼児の交通安全意識を育てるとともに、特に自転車による重大な事故を防止するため児童・生徒・高齢者には、より実践的な交通安全啓発を行います。また、高齢者（75歳以上）による交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納者に対して支援を行います。さらに、交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体による啓発活動を支援します。
-----------	--

個別施策：②地域のボランティア団体による自主活動の育成・支援

内容	交通事故を減らすため、愛知県や警察、警察署管内市町などの機関・団体が協力して様々な活動を行うとともに、ボランティア団体による交通安全に関する地域活動の育成と支援を促進します。
-----------	---

主要事業

- ◆交通安全教室

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
交通安全教室参加者数	2,521人	3,700人	3,750人

(4) 交通安全環境の整備

個別施策：①交通安全施設の整備

内容	安全・安心な交通環境を確保するため、交差点等にガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。また、路面標示による注意喚起も適宜実施するとともに、通学路を含めカラー化した舗装の傷んだ部分の再舗装も計画的に実施します。
-----------	--

個別施策：②違法駐車防止

内容	警察との連携により、路上駐車・迷惑駐車に対するモラル向上の啓発活動や放置自転車対策に努めます。
-----------	---

主要事業

- ◆交通安全施設整備事業
- ◆放置自転車等対策事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
主要交差点の安全対策実施率	33.3%	60.0%	90.0%

(5) 消費者被害対策の推進

個別施策：①消費者教育の充実

内容	消費生活に関する知識の習得と消費者意識の向上をめざして、関係機関や消費生活モニターと連携し、消費生活講座やイベントなどの開催のほか、広報紙やホームページなどの活用により、相談の多い事例や対処法の情報を提供するとともに、相談機関である消費生活センターの周知を図ります。また、成年年齢の引き下げに伴い、今まで以上に若者の消費者被害が増えることが予想されることから、若年者向けの消費者教育の充実を図ります。
-----------	--

個別施策：②消費生活に関する相談体制の充実

内容	消費生活センターにおいて、消費者トラブルの早期解決及び専門性の高い相談対応ができるよう、消費生活相談員を国や県の実施する研修へ派遣するとともに、弁護士同席の相談機会を設けます。また、高齢者等の消費者被害を防止するための見守りネットワークの構築を進めます。
-----------	---

主要事業

- ◆消費生活講座
- ◆消費生活センター運営事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
消費生活講座受講者数	106人	200人	240人

関連する計画・条例

- 岩倉市交通安全条例
- 岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例
- 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例
- 岩倉市消費生活センター条例

用語の解説

※1：スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう学校や地域の見守り活動を行うボランティア。

※2：こども110番の家

子どもが誘拐や暴力などの犯罪被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときに子どもを保護するとともに、警察や学校、家族などに連絡をするための拠点。